

桐生市福祉事務所ケース診断会議

R 6 . 8 . 1 作成

(1) 開催の目的

保護の実施機関が保護の決定及び実施を行う際に、援助の内容及び程度等について総合的にかつ組織的に検討し、実施機関としての意思の統一を図ることを主な目的として開催する。

(2) 対象ケースの選定

ケース診断会議に諮る主な対象事案は、次のものが挙げられるが、組織的判断が必要な事案が生じた場合は、随時開催できる体制としておく必要がある。

ア 新規開始決定及び廃止決定

イ 援助困難ケースに対する援助方針の策定

ウ 法第63条、法第78条の適用

エ 資産（不動産、自動車、生命保険等）の保有可否の決定

キ 法第27条による指導指示を行う場合

(3) 参加者

会議には、課長、係長、査察指導員、担当ケースワーカーが参加し、ほかのケースワーカーが同席することもある。

(4) 会議の運営

検討すべき事案については、必要な情報を整理したケース診断会議記録票を作成し、円滑に協議を行うために、課題や方針について、事前に査察指導員と担当ケースワーカーとで調整し、論点をある程度整理し、査察指導員は、必要に応じて担当ケースワーカーをフォローする。

(5) 検討結果

検討結果をケース診断会議記録票とケース記録に記載する。

参照通知

「生活保護行政を適正に運営するために手引について」（平成18年3月30日社援保発第0330001号 厚生労働省社会・援護局保護課長通知）

「生活保護法施行事務監査の実施について」（平成12年10月25日社援第2393号 厚生労働省社会・援護局長通知）